

大規模災害からの復興に関する法律に基づく内閣府令、  
内閣府と他省との共同省令、内閣府告示

	件名	要旨	所管
1	大規模災害からの復興に関する法律施行規則	大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、また、法に基づき定めようとしている大規模災害からの復興に関する法律施行令案を踏まえ、法に基づく復興計画の作成等及び復興計画の実施に係る特別の措置を行うにあたって必要となる諸手続きを定めるもの。	内閣府
2	大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令	法第 12 条第 3 項の規定により協議をし、又は同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同項各号に掲げる事項及び当該事項に係る土地利用方針を記載した書類その他農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを当該各号に定める者に提出するものとする。この場合において、同項第 1 号から第 3 号まで、第 7 号又は第 9 号に掲げる事項について協議をし、又は同意を得ようとするときは、内閣総理大臣を経由して、協議書等を当該各号に定める者に提出するものとする。	内閣府 農林水産省 国土交通省
3	大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令	法第 13 条第 2 項及び第 19 条第 2 項の規定に基づき、協議会が組織されていない場合又は協議における同意が困難な場合における、農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び漁港漁場整備事業に関する事項の協議に関する事項を記載するための必要な手続について定めるものとする。	内閣府 農林水産省
4	大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令	法第 13 条第 6 項の基づき、協議会が組織されていない場合又は協議における同意が困難な場合に、復興計画に都市計画法第 59 条第 1 項から第 3 項までの国土交通大臣の認可若しくは承認又は国立公園に係る許可若しくは届出に関する事項を記載するための必要な手続について定めるものとする。	内閣府 国土交通省 環境省
5	大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四項、第十八条第四項及び第九項並びに第二十条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令	法第 20 条第 3 項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第 1 項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項を記載した書類その他国土交通大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出するものとする。	内閣府 国土交通省
6	大規模災害からの復興に関する法律施行令第四十三条の規定に基づく災害派遣手当の基準額を定める告示	法第 61 条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令第 43 条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額について定めるもの。 ※ 災害対策基本法施行令第 19 条に基づく災害派遣手当と同額としている。	内閣府

